

令和8年度高知県出会いのきっかけ応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県出会いのきっかけ応援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助事業者)

第2条 県は、少子化対策の一環として、出会いや結婚への支援を望んでいる独身者の希望を叶えるため、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」(以下「応援団」という。)として登録されている団体(以下「補助事業者」という。)が実施する「出会いのきっかけ応援事業」のうち、知事が認める事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業、補助対象経費、補助率等)

第3条 この要綱において「出会いのきっかけ応援事業」とは、出会いや結婚への支援を望んでいる独身男女に対して、その後の交際につながる出会いの場を提供する事業(婚活サポーターの情報交換会を含む。)、ライフプランニング支援事業並びにワーク・ライフ・バランス及び男性の家事・育児参画等の推進に資する事業であり、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団イベント実施要領」(以下「イベント実施要領」という。)に基づいた事業をいう。

2 出会いのきっかけ応援事業のうち、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助対象事業に係る補助対象経費、補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、国又は県の他の補助事業として採択された事業を除く。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、広報及び募集期間を30日以上確保できる時期に申請を行うこととする。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2のいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を通知する場合において、補助金の交付の決定に際して、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項に条件を付すことができるものとする。

(補助の条件及び交付決定の取り消し)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しな

なければならない。

- (1) 補助金に係る規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に関する証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (3) 補助金を当該事業の目的以外の用途に使用してはならないこと。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
 - (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げる事項に該当しないこと及び別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (6) 県税の滞納がないこと。
- 2 前項の規定に違反した場合のほか、補助事業者が補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又はこの要綱の規定若しくはこれに基づく県の処分に違反したときは、知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができるものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
 - (2) 補助金額の増額
 - (3) 補助金交付決定額の30パーセントを超える補助金額の減額
 - (4) 補助事業の重要な部分の変更
- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助事業の中止若しくは廃止の承認決定又は補助金の交付の変更決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第3号様式による実績報告書及び「イベント実施要領」に定める書類を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合において、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合において、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第4号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の通知内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

ただし、交付の決定額と確定額とが同額である場合を除く。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、複数の婚活サポーターで構成する補助事業者に限り、概算払を請求することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に請求しなければならない。

(補助事業の遂行状況の報告及び調査)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとする。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）に規定する内容を遵守しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月24日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1項第2号及び第2項、第8条第3項、第11条、第14条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。

別表第1（第3条関係）

1 補助対象事業	2 補助上限額	3 補助対象経費	4 補助率
補助事業者（高知家の出会い・結婚・子育て応援団）が公募により実施するイベント実施要領第1から第7に基づいた交流事業	1事業につき10万円 （注1）	報償費、旅費、需用費（食糧費及び賄材料費を除く。）、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料 （注2）	定額 営利活動を行う事業者は1/2

（注1） 下記1～5を満たすイベント等を実施する場合は、1事業当たり10万円をそれぞれ加算することができる。

- 1 マッチングを行うイベント等を実施する場合
- 2 参加者の対象年齢を20～34歳の範囲で、15歳区切り以内に設定する場合
（対象年齢の設定例 30～34歳、20～29歳、20～34歳）
- 3 ツアー型のイベントを実施する場合
- 4 県外在住のUIターン希望者を対象としたイベントを実施する場合
※県内在住者を参加者に含める場合は、参加者の半数以上を県外在住のUIターン希望者とする。
- 5 1回につき、募集定員100名以上のイベントを実施する場合

（注2） 補助対象経費の取り扱いは、下記のとおりとする。

イベント実施要領の第3から第5までの事業において、自社の事業活動に常態的に従事している者への報償費（人件費）及び自社の製品を飲食に使った場合の飲食に係る経費、自社の従業員を講師にした場合の講師謝金及び自社の会場を使った場合の会場経費等は、自社の事業経費として補助対象外経費とする。

- 備考
- 1 補助事業者は、補助対象事業を初めて実施する場合、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団イベントアドバイザー及びファシリテーター派遣制度」を活用することを要件とする。
 - 2 補助事業者は、別表第2に掲げるいずれにも該当しないことを要件とする。
 - 3 補助事業者は、県税の滞納がないことを要件とする。
 - 4 補助事業者のうち、民間の非営利団体については、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - （1） 県内に活動の本拠地を有し、補助事業を実施する体制が確保されていること。
 - （2） 団体として独立した経理を行っていること。

補助対象経費一覧（内容は、一例とする。）

経費区分	内容	
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会又は講習会等の講師に対する謝礼 ・インストラクター等謝礼 	
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者（スタッフ）の補助事業当日の運営に要する交通費又は宿泊費 ・補助事業者（スタッフ）が補助事業の委託先又は外部の司会者、講師、インストラクター等と事前の打合せをする際に要する交通費又は宿泊費（ただし、打合せに要する交通費又は宿泊費として補助対象経費とできるのは1イベントにつき、打合せ1回分までとする。） 	
需用費 （短期間の使用若しくは1回の使用で消費されるもの、毀損しやすいもの又は著しく長期間の保存に耐えないものの類の取得に要する経費）	消耗品費	・文具類
	燃料費	・事業に使用するバス等の燃料等
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷代又は写真現像 ・焼付け引き伸ばし料、製本代等
	医薬材料費	・包帯、消毒薬等
役務費	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・電話料（事業に使用する通話料） ・運送荷造料（人夫賃及び梱包材料費を含む。）
	広告料	・新聞広告料又はテレビ・ラジオ等による広告料
	手数料	・送金手数料等
	保険料	・損害保険の保険料等
委託料 （補助事業者が直接実施するより他の者に委託して実施する方が効率的であるものが対象）	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターの図案作成又はパンフレットの作成 ・テレビ放送料 ・旅行の企画、手配等 	
使用料及び賃借料 （一般に賃貸借契約に基づいて、その対価として支払われる経費）	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、建築物、施設、会場等の不動産又は自動車、機械類、事務用機器等の動産の借上げ ・著作権等の権利の使用 ・施設の入場料、体験料等 	

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- ・団体の内部へ支払う経費（団体の内部の者に対する謝金及び委託料、団体の恒常的な活動に対する経費）
- ・団体の内部の者のみで行う補助事業の運営に関する打合せに要する旅費及び宿泊費
- ・イベント当日以外に要する土地、建築物、施設、会場等の不動産又は自動車、機械類、事務用機器等の動産の借上げ、施設の入場料、体験料等
- ・補助事業と直接関係がない団体の恒常的な運営経費
- ・補助事業の終了後も団体の財産となる備品の購入費
- ・飲食又は宿泊を伴う企画における参加者の飲食費及び宿泊費並びにスタッフの飲食費
- ・参加者の飲食代、景品代等がイベント等の体験料に含まれており、これらを分けることができない場合の当該体験料
- ・参加者以外の体験料（体験に伴う消耗品費を含む。）
- ・参加者への景品・記念品代等の個人的経費
- ・交付決定前に着手した事業経費

※「団体の内部」とは、団体の役員となる者が、経営者・役員等の立場にある企業とする。

別表第2（第5条、第6条、別表第1関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。